



埼玉県報

号外第 9 号
平成 28 年(2016 年)
3 月 31 日
木曜日

目次

条例のあらまし

- 知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例のあらまし(地域政策課)

条例

- 知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例(地域政策課)

規則

- 知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則(地域政策課)

管理規程

- 埼玉県下水道局職員就業規程の一部を改正する規程(下水道管理課)
- 埼玉県下水道局事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する規程(下水道管理課)

本号で公布された条例のあらまし

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第三十八号）（地域政策課）

一 趣旨

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う規定の整備をするための改正

二 内容

(一) 指定都市等が法令に基づき実施することとなる事務につき、条例別表からの該当する事務の削除等

(二) その他法令改正に伴う規定の整備

三 施行期日

平成二十八年四月一日

ただし、(二)の一部については公布の日

条 例

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第三十八号

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例（平成十一年埼玉県条例第六十号）の一部を次のように改正する。

別表第十三項第一号事務の欄2及び同項第二号事務の欄2中「第二十九条第五項」を「第二十九条第六項」に改め、同項第四号事務の欄2中「第五十七条第五項」を「第五十七条第六項」に改め、同欄3、同項第五号事務の欄1及び同項第六号事務の欄1中「第五十七条第四項」を「第五十七条第五項」に改める。

別表第二十二項市町村の欄中「さいたま市、」を削る。

別表第三十一項第一号事務の欄2を削り、同欄3中「第四条第四項」を「第四条第七項」に改め、同欄3を同欄2とし、同欄4中「第四条第五項」を「第四条第八項」に改め、同欄4を同欄3とし、同欄5中「第四条第六項において準用する同条第三項」を「第四条第九項」に、「4」を「3」に改め、同欄5を同欄4とし、同欄6を同欄5とし、同欄7中「6」を「5」に改め、同欄7を同欄6とし、同欄中8を削り、9を7とし、同欄10中「第四条第三項」を「第四条第九項」に、「9」を「7」に改め、同欄10を同欄8とし、同欄中11を9とし、12を10とし、13を11とし、同欄14中「4、6、9、11、18及び20」を「3、5、7、9、16及び18」に改め、同欄14を同欄12とし、同欄15中「14」を「12」に改め、同欄15を同欄13とし、同欄16中「14」を「12」に改め、同欄16を同欄14とし、同欄17中「16まで及び18から21」を「14まで及び16から19」に改め、同欄17を同欄15とし、同欄18中「6」を「5」に改め、同欄18を同欄16とし、同欄19中「18」を「16」に改め、同欄19を同欄17とし、同欄20中「18」を「16」に改め、同欄20を同欄18とし、同欄21中「20」を「18」に改め、同欄21を同欄19とし、同項第二号事務の欄2を削り、同欄3中「第四条第四項」を「第四条第七項」に改め、同欄3を同欄2とし、同欄4中「第四条第五項」を「第四条第八項」に改め、同欄4を同欄3とし、同欄5中「第四条第六項において準用する同条第三項」を「第四条第九項」に、「4」を「3」に改め、同欄5を同欄4とし、同欄6を同欄5とし、同欄7中「6」を「5」に改め、同欄7を同欄6とし、同欄中8を削り、9を7とし、同欄10中「第四条第三項」を「第四条第九項」に、「9」を「7」に改め、同欄10を同欄8とし、同欄11中「4、6、

9、15及び17」を「3、5、7、13及び15」に改め、同欄11を同欄9とし、同欄12中「11」を「9」に改め、同欄13中「11」を「9」に改め、同欄13を同欄11とし、同欄14中「13まで及び15から18」を「11まで及び13から16」に改め、同欄14を同欄12とし、同欄15中「6」を「5」に改め、同欄15を同欄13とし、同欄16中「15」を「13」に改め、同欄16を同欄14とし、同欄17中「15」を「13」に改め、同欄17を同欄15とし、同欄18中「17」を「15」に改め、同欄18を同欄16とする。

別表第四十六項第一号事務の欄2中「、第三十九条の二第二項ただし書」を削る。

別表第七十九項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号から第八号までを一号ずつ繰り上げ、同項第九号市町村の欄中「第六号」を「第五号」に改め、同号を同項第八号とし、同項第十号を同項第九号とする。

別表第一百一項市町村の欄中「さいたま市、」を削る。

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、別表第十三項及び同表第七十九項の改正規定は、公布の日から施行する。

規則

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第五十号

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則（平成十二年埼玉県規則第五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第百二項 9、第百三項 9、第百五項 第二号 3 及び 第五号 2、第百六項 4、第百八項 7 並びに 第百十二項 第十一号 9」を「第百三項 9、第百四項 9、第百六項 第二号 3 及び 第五号 2、第百七項 4、第百九項 7 並びに 第百十三項 第十一号 9」に改め、同条の表第十号上欄中「別表第百二項 9」を「別表第百三項 9」に改め、同表第十一号上欄中「別表第百三項 9」を「別表第百四項 9」に改め、同表第十二号上欄中「別表第百五項 第二号 3」を「別表第百六項 第二号 3」に改め、同表第十三号上欄中「別表第百五項 第五号 2」を「別表第百六項 第五号 2」に改め、同表第十四号上欄中「別表第百六項 4」を「別表第百七項 4」に改め、同表第十五号上欄中「別表第百八項 7」を「別表第百九項 7」に改め、同表第十六号上欄中「別表第百十二項 第十一号 9」を「別表第百十三項 第十一号 9」に改め、同表第十七号上欄中「別表第百十二項 第十二号 11」を「別表第百十三項 第十二号 11」に改める。

第四条中「別表第百十二項 第一号 6」を「別表第百十三項 第一号 6」に改め、同条の表第一号上欄中「別表第百十二項 第一号 6」を「別表第百十三項 第一号 6」に改め、同表第二号上欄中「別表第百十二項 第二号 6」を「別表第百十三項 第二号 6」に改め、同表第三号上欄中「別表第百十二項 第三号 7」を「別表第百十三項 第三号 7」に改め、同表第四号上欄中「別表第百十二項 第四号 7」を「別表第百十三項 第四号 7」に改め、同表第五号上欄中「別表第百十二項 第五号 6」を「別表第百十三項 第五号 6」に改め、同表第六号上欄中「別表第百十二項 第六号 6」を「別表第百十三項 第六号 6」に改め、同表第七号上欄中「別表第百十二項 第七号 13」を「別表第百十三項 第七号 13」に改め、同表第八号上欄中「別表第百十二項 第十三号」を「別表第百十三項 第十三号」に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

管 理 規 程

埼玉県流域下水道事業管理規程第十号

埼玉県下水道局職員就業規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

埼玉県下水道事業管理者 三 井 隆 司

埼玉県下水道局職員就業規程の一部を改正する規程

埼玉県下水道局職員就業規程（平成二十二年埼玉県流域下水道事業管理規程第二号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第二号中「下水道管理課長」の下に「、下水道事業課長」を加え、同項第三号中「下水道管理課長」を「所属する課の課長」に改める。

第三条第三項中「ただし書き」を「ただし書」に改め、同条第五項中「第三十九条第三項」を「第三十九条第四項」に改め、同条に次の三項を加える。

9 管理者は、職員（別に定める職員を除く。以下この項及び次項において同じ。）について、始業及び終業の時刻について職員の申告を考慮して当該職員の勤務時間を割り振ることが公務の正常な運営を妨げないと認める場合には、第二項、第三項、第五項及び前項の規定にかかわらず、別に定めるところにより、職員の申告を経て、四週間を超えない範囲内で週を単位として別に定める期間ごとの期間につき第一項、第四項、第六項及び第七項に規定する勤務時間となるように当該職員の勤務時間を割り振ることができる。

10 前項の規定による勤務時間の割振りは、第二項の規定にかかわらず、職員の申告を考慮して所属長が定める。

11 前各項に定めるほか、勤務時間の割振りについては、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年埼玉県条例第二号）及び職員の育児休業等に関する条例（平成四年埼玉県条例第六号）による勤務時間の割振りの例による。

第四条第五項中「前四項」を「前各項」に改め、同条に次の一項を加える。

6 前各項に定めるほか、休憩時間については、職員の勤務時間、休暇等に関する条例による休憩時間の例による。

第六条ただし書中「設けるものとし」の下に「、第三条第九項の規定により勤務時間を割り振る職員（別に定める者に限る。次項において同じ。）については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの五日間において、別に定めるところにより、週休日設けることができ」を加え、同条に次の二項を加える。

2 前項ただし書の規定により設ける週休日は、育児短時間勤務職員等については当該育児短時間勤務等の内容に従い、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については業務の実情に応じ、第三条第九項の規定により勤務時間を割り

振る職員については当該職員の申告を考慮して、所属長が定める。ただし、同項の規定により勤務時間を割り振る職員のうち、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については業務の実情に応じて定めたものに加えて当該職員の申告を考慮して、週休日を設けるものとする。

3 前二項に定めるほか、週休日については、職員の勤務時間、休暇等に関する条例による週休日の例による。

第七条第三項中「（平成七年埼玉県条例第二号）」を削る。

第二十条中「（平成四年埼玉県条例第六号）」を削る。

附 則

1 この規程は、平成二十八年四月一日から施行する。

2 管理者の指定する職員の勤務時間については、当分の間、第三条第二項の規定にかかわらず、管理者が別に定める。

管 理 規 程

埼玉県流域下水道事業管理規程第十一号

埼玉県下水道局事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

埼玉県下水道事業管理者 三 井 隆 司

埼玉県下水道局事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する規程

埼玉県下水道局事務の委任及び決裁に関する規程（平成二十二年埼玉県流域下水道事業管理規程第四号）の一部を次のように改正する。

第七条の見出しを「（参事等の専決事項）」に改め、同条第一項を次のように改める。

参事等（参事、契約局長及び総合技術センター所長をいう。以下同じ。）の専決することができる事項は、別表第二の専決事項の欄に掲げるもの及び局長が自己の専決することができる事項のうち、あらかじめ指定した事項とする。

第七条第二項を削る。

第八条中「各号」を削り、「契約局長及び総合技術センター所長」を「参事等」に改める。

第十五条第五項中「契約局長、総合技術センター所長」を「参事等」に改める。

別表第一下水道管理課長の項を次のように改める。

下水道管理課長	職員（下水道管理課長にあつては、下水道管理課に属さない職員を含む。）の次に掲げる事項を行うこと。 一 通勤の確認及び通勤手当の月額決定、改定等 二 扶養手当の支給に関し、扶養親族としての要件についての認定 三 住居届に係る事実の確認並びに住居手当の月額決定及び改定 四 単身赴任手当に係る事実の確認並びに単身赴任手当
---------	--

別表第二を次のように改める。

別表第二（第五条、第六条、第七条関係）

決裁事項・専決事項

<p>事務の種類</p>	<p>1 流域下水道事業の運営に関する基本方針に關するこ</p>	<p>1 流域下水道事業の運営に関する基本方針並びに主要な事業の計画及びその実施方針に基づき事務の実施計画を定めること。</p>	<p>参事専決事項</p>	<p>契約局長専決事項</p>	<p>総合技術センター 所長専決事項</p>
<p>一 流域下水道事業の運営方針、事業計画等に関する事務</p>	<p>1 流域下水道事業の運営に関する基本方針に關するこ 2 主要な事業の計画の樹立及びその実施方針に關するこ</p>	<p>1 流域下水道事業の運営に関する基本方針並びに主要な事業の計画及びその実施方針に基づき事務の実施計画を定めること。 2 主要なものを除く事業の計画を樹立し及びその実施方針を定めること。</p>			
<p>二 県議会に關する事務</p>	<p>算、決算その他議会の議決、承認、認定若しくは同意又は報告を要する事項の原案説明書、</p>				

	<p>三 流域 下水道 事業に 関する 規則等 の原案 作成等 に關す る事務</p>	<p>四 請 願、陳 情等に 關する 事務</p>	<p>五 許可 等の申 請協議 等に關 する事 務</p>
<p>資料を作成 し、知事へ 送付するこ と。</p>	<p>流域下水道 事業に關する 規則の原案作 成並びに管理 規程又は要綱 等の制定及び 改廃をするこ と。</p>	<p>陳情書、要 望書等を提出 すること。</p>	<p>1 重要又は 異例な事項 に關し、許 可、認可、 承認等を求 めること。 2 重要又は 異例な事項 に關し、協 議し、協力 を依頼し、 又は意見を 求め、若し くは意見を</p>
<p>重要又は異 例な告示をす ること。</p>			

	六 補助金等に 関する 事務	七 管理者が 当事者で ある不 服申立 て、訴 訟等に 関する 事務	八 職員 の任免 等に関 する事 務
述べること。		1 管理者が その当事者 である審査 請求その他 の不服申立 て、訴えの 提起、和解、 あっせん、 調停及び仲 裁に関する こと。 2 不服申立 て、訴訟及 び調停に関 し代理人を 選任し、又 は解任する こと。	1 職員の採 用、転任、 昇給、派遣、 辞職、昇任 及び昇格を 決定するこ と。 2 国又は他 の地方公共
国に対して 補助金等の交 付を申請する こと。	不服申立て に関し、弁明 書及び反論書 を提出するこ と。		1 地公法第 十五条の二 第三項の規 定に基づ き、標準職 務遂行能力 及び標準的 な職の制定 について知

<p>5 地公法第 二十九条第 一項の規定</p>	<p>と。 休職するこ 意に反して 職員をその に基づき、 二項の規定</p>	<p>4 地公法第 二十八条第 二項の規定</p>	<p>と。 免職するこ 任し、又は に反して降 員をその意 に基づき、職 項の規定に 十八条第一 う。）第二 公法」とい において「地 下この表に 十一号。以 律第二百六 十一号。以 下この表に において「地 公法」とい う。）第二 十八条第一 項の規定に 基づき、職 員をその意 に反して降 任し、又は 免職するこ と。</p>	<p>3 地方公務 員法（昭和 二十五年法 律第二百六 十一号。以 下この表に において「地 公法」とい う。）第二 十八条第一 項の規定に 基づき、職 員をその意 に反して降 任し、又は 免職するこ と。</p>
<p>並びに当該</p>	<p>者の採用に は知的障害 体障害者又 に基づき、身 項の規定に 十九条第一 項及び第三 十八条第一</p>	<p>3 障害者の 雇用の促進 等に関する 法律（昭和 三十五年法 律第二百十 三号）第三 十八条第一</p>	<p>3 障害者の 雇用の促進 等に関する 法律（昭和 三十五年法 律第二百十 三号）第三 十八条第一 項及び第三 十九条第一 項の規定に 基づき、職 員をその意 に反して降 任し、又は 免職するこ と。</p>	<p>2 地公法第 二十三条の 二第三項の 規定に基づ き、人事評 価の基準及 び方法に関 する事項そ の他人事評 価に関し必 要な事項に ついて知事 に協議する こと。</p>

	九 非常 勤 職員 の 任 免 等 に 関 する 事 務	十 職員 の 服 務 等 に 関 する 事 務
に基づき、職 員に対し懲 戒処分す ること。		1 地公法第 三十四條第 二項の規定 に基づき、 局長、契約 局長及び総 合技術セン ター所長が 職務上の秘 密に属する 事項を發表 することに ついて許可 すること。
計画及びそ の実施状況 を厚生労働 大臣に通報 すること。	地公法第 三條第三項 第三号に規 定する者の うち、調査 員、嘱託員 及びこれら に類する者 を任免し、 並びに勤務 条件を決定 すること。	1 地公法第 三十四條第 二項の規定 に基づき、職 員（局長、契 約局長及び 総合技術セ ンター所長 を除く。）が 職務上の秘 密に属する 事項を發表 することに ついて許可 すること。
		1 参事 の次に 掲げる 場合 （イ及 びロの 場合の うち引 き続き 三日未 満の場 合のも の、ニ の場合 並びに トの場
		1 契約 局長、 副参事 及び技 術評価 幹の次 に掲げ る場合 （契約 局長に あつて は、イ 及びロ の場合 のうち 引き続
		1 総合 技術セ ンター 所長、 総合技 術幹及 び主席 工事検 査員の 次に掲 げる場 合（局 長にあ つて は、イ 及びロ

引き続き三	ター所長の	合技術セン	局長及び総	5 局長、契約	を得ること。	員会の承認	認め人事委	者が必要と	基づき、管理	号の規定に	二条第十三	する規則第	の特例に関	念する義務	4 職務に専	る場合	受賞に係	勤続表彰	満の永年	き三日未	ち引き続	場合のう	を受けた	会の承認	人事委員	要と認め	が特に必	ニ 管理者	場合	行使する	の権利を	民として	その他公				
これに関	をし、及び	の申立て	反した旨	規定に違	第七条の	七十四号)	法律第百	二十四年	合法(昭和	ハ 労働組	合	頭する場	として出	査請求人	し、又は審	査請求を	くは再審	請求若し	づき、審査	規定に基	第一項の	第六十条	一条又は	号)第五十	百二十一	年法律第	和四十二	補償法(昭	口 地方公	務員災害	場合	務を行う	属する事				
いて	基づ	例に	は条	令又	ホ 法	場合	する	行使	利を	の権	して	民と	他公	その	ニ 選	合	る場	頭す	に出	公署	て官	とし	人等	参考	人、	鑑定	証	員、	判	ハ 裁	合						
実施	画の	る計	関す	生に	口 厚	合	る場	受け	修を	イ 研	こと。	除する	務を免	する義	に専念	る職務	におけ	場合を	未満の	き三日	引き続	賞に係	表彰受	年勤続	うち永	賞に係	表彰受	にトの	合並び	うち永	にトの	合並び	ニの場	もの、	場合の	未満の	き三日
生に	口 厚	合	る場	受け	修を	イ 研	こと。	除する	務を免	する義	に専念	る職務	におけ	除く。)	場合を	未満の	き三日	引き続	ては、	にトの	賞に係	表彰受	年勤続	うち永	場合の	表彰受	にトの	合並び	ニの場	もの、	場合の	未満の	き三日				

又は自己啓	承認をし、	発等休業の	長の自己啓	センター所	び総合技術	契約局長及	び総合技術	の規定に基	づき、局長、	合を含む。)	準用する場	項において	第七条第三	条(同条例	十号)第二	玉県条例第	二十三年埼	条例(平成	業に関する	己啓発等休	7 職員の自	ること。	休暇に関す	三日以上の	の引き続き	ンター所長	総合技術セ	約局長及び	6 局長、契	ること。	復命を受け	令し、及び	外旅行を命	日以上の県		
の場合のう	は、イ及びロ	長にあって	げる場合(局	長の次に掲	地域機関の	の課長及び	4 局長、本庁	の場合	従事する	の事務に	する団体	を必要と	行うこと	導育成を	し、県が指	関係を有	と密接な	ホ 県行政	合	義、演技等	講演、講	を受けて	体の依頼	公共的団	団体又は	くは公共	ニ 国若し	する場合	ため出頭	う審問の	員会が行	し、労働委				
ト 管	合	る場	受け	験を	格試	な資	必要	行に	の遂	職務	又は	試験	任用	行	へ 本の	場合	する	従事	は事	業又	の事	団体	する	的と	を目	福利	厚生	員の	た職	され	設置					
は条	令又	ホ 法	場合	する	行使	利を	の権	して	民と	他公	その	挙権	ニ 選	合	る場	頭す	に出	公署	とし	人等	参考	人、	鑑定	人、	証	員、	判	ハ 裁	合	る場	加す	ハ 裁	実	画の	る計	関
する	行使	利を	の権	して	民と	他公	その	挙権	ニ 選	合	る場	頭す	に出	公署	とし	人等	参考	人、	鑑定	人、	証	員、	判	ハ 裁	合	る場	加す	ハ 裁	実	画の	る計	関				

の延長を承	休業の期間	配偶者同行	認をし、又は	行休業の承	の配偶者同	ンター所長	総合技術セ	約局長及び	き、局長、契	規定に基づ	を含む。）の	用する場合	において準	六条第二項	条(同条例第	十七号)第二	県条例第三	十六年埼玉	条例(平成二	業に関する	偶者同行休	9 職員の配	こと。	を取り消す	き、7の承認	規定に基づ	五第五項の	二十六条の	8 地公法第	こと。	を承認する	期間の延長	発等休業の		
のうち永年	にトの場合	の場合並び	イ、ロ及びニ	にあつては、	域機関の長	の場合を、地	き三日未満	ては、引き続	場合につい	受賞に係る	年勤続表彰	合のうち永	びにトの場	ニの場合並	場合のもの、	三日未満の	ち引き続き	の場合のう	は、イ及びロ	長にあつて	り、本庁の課	9	き三日未満	ては、引き続	場合につい	受賞に係る	年勤続表彰	合のうち永	びにトの場	ニの場合並	場合のもの、	三日未満の	ち引き続き	三日未満の	ち引き続き
の休暇	日以上	続き三	(引き	3 参事	と。	るこ	を受け	び復命	し、及	を命令	の旅行	除く。) 旅行を	以上の	き三日	引き続	ては、	にあつ	の旅行	(県外	2 参事	場合	けた	を受	承認	会の	委員	人事	認め	要と	に必	が特	理者			
受け	験を	格試	な資	必要	行に	の遂	職務	又は	試験	任用	行う	県の	へ本	場合	する	従事	務に	は事	業又	の事	団体	する	的と	を目	福利	厚生	員の	た職	され	設置	いて	基づ	例に		
必要	行に	の遂	職務	又は	試験	任用	行う	県の	へ本	場合	する	従事	務に	は事	業又	の事	団体	する	的と	を目	福利	厚生	員の	た職	され	設置	いて	基づ	例に	は条	令又	ホ 法	場合		

と。	認をするこ	の延長の承	休業の期間	業又は育児	長の育児休	センター所	び総合技術	契約局長及	づき、局長、	の規定に基	合を含む。)	準用する場	項において	第三条第三	第三項(同法	う。)第二條	業法」とい	いて「育児休	この表にお	百十号。以下	三年法律第	る法律(平成	業等に関する	員の育児休	11 地方公務	こと。	を取り消す	き、9の承認	規定に基づ	六第六項の	二十六条の	10 地公法第	認すること。	
は条例に	ホ 法令又	場合	行使する	の権利を	民として	その他公	ニ 選挙権	場合	出頭する	官公署に	等として	人、参考人	証人、鑑定	ハ 裁判員、	る場合	に参加す	画の実施	関する計	ロ 厚生に	合	受ける場	イ 研修を	除すること。	る義務を免	務に専念す	における職	ぞれ除く。)	場合をそれ	三日未満の	は、引き続き	合について	賞に係る場	勤続表彰受	
					こと。	定する	日を指	の代休	の休日	6 参事	こと。	を行う	り変更	の割振	務時間	半日勤	替及び	日の振	の週休	5 参事	と。	ずるこ	務を命	間外勤	及び時	の休日	4 参事	と。	るこ	に關す	の休暇	く。)	を 除	
令し、	行を命	幹の旅	術評価	及び技	副参事	並びに	く。)、	除	旅行を	以上の	き三日	引き続	ては、	にあつ	の旅行	局 長	(県外	2 契約	場合	けた	を受	承認	委員	人事	認め	要と	に必	が特	理者	ト 管	合	る場	ト 管	な資
並びに	く。)、	除	旅行を	以上の	き三日	引き続	ては、	にあつ	の旅行	(県外	ト 所長	センタ	合技術	2 総	場合	けた	を受	承認	委員	人事	認め	要と	に必	が特	理者	ト 管	合	る場	受け	験を	格試	な資		

<p>12 育児休業 法第五条第 二項の規定 に基づき、 11の承認を 取り消すこ と。</p>	<p>13 育児休業 法第十条第 三項(同法第 十一条第二 項において 準用する場 合を含む。)</p>	<p>の規定に基 づき、局長、 契約局長及 び総合技術 センター所 長の育児短 時間勤務又 は育児短時 間勤務の期 間の延長の 承認をする こと。</p>	<p>14 育児休業 法第十二条 において準 用する第五 条第二項の 規定に基づ き、13の承 認を取り消</p>	<p>に基づいて 設置され た職員の 厚生福利 を目的と する団体 の事業又 は事務に 従事する 場合</p>	<p>へ 本県の 行う任用 試験又は 職務の遂 行に必要 な資格試 験を受け る場合</p>	<p>ト 管理者 が特に必 要と認め 人事委員 会の承認 を受けた 場合</p>	<p>5 局長(県外 旅行にあっ ては、引き 続き三日以 上の旅行を 除く。)、並 びに課長及 び地域機 関の引き 続き</p>	<p>及び復 命を受 けるこ と。</p>	<p>3 契約 局長 (引き 続き三 日以上 の休暇 を除く。)</p>	<p>並びに 副参事 及び議 技術評 価幹の 休暇に 関する こと。</p>	<p>4 契約 局長の 休日及 び時間 外勤務 を命ず ること。</p>	<p>5 契約 局長の 週休日 の振替 及び半 日勤務</p>	<p>技術評 価幹及 び主 査員の 命令 旅行を 査員の 工事 を命ず ること。</p>	<p>3 総合 技術セ ンター の受け こ</p>	<p>4 総合 技術セ ンター の受け こ</p>	<p>5 契約 局長の 週休日 の振替 及び半 日勤務</p>
--	--	---	---	---	--	--	--	-----------------------------------	--	--	--	---	--	---	---	---

すこと。	15 育児休業	法第十七条の規定に基づき、局長、契約局長及び総合技術センター所長の育児短時間勤務の承認が失効した場合等における育児短時間勤務の例による短時間勤務を行わせること。	16 埼玉県下水道局職員就業規程(平成二十二年埼玉県下水道事業管理規程第二号。以下この表において「就業規程」という。)	第十三条第一項の規定に基づき、局長、契約局長及び総合技	き三日以上	の旅行を命	令し及び復	命を受ける	こと。	6 局長の休	暇(引き続き	三日以上の	休暇を除	く。)、並び	に課長及び	地域機関の	長の引き続	き三日以上	の休暇に関	すること。	7 局長の休	日及び時間	外勤務を命	ずること。	8 局長の週	休日の振替	及び半日勤	務時間の割	振り変更を	行うこと。	9 局長の休	日の代休日	を指定する	こと。	10 職員の自	己啓発等休	業に関する	条例第二条
時間の	所長の	休日及	び時間	を命ず	るこ	と。	6 契約	局長の	局長の	休日の	代休日	を指定	するこ	と。	5 総合	技術セ	ンター	の振替	及び半	日勤務	時間の	割振り	変更を	行うこ	と。	6 総合	技術セ	ンター	所長の	休日の	代休日	を指定	するこ	と。				

<p>術センター 所長の部分 休業の承認 をすること。</p>	<p>(同条例第 七条第三項 において準 用する場合</p>
<p>17 就業規程 第十三条第 三項の規定 に基づき、 16の承認を 取り消すこ と。</p>	<p>を含む。)の 規定に基づ き、課長、副 参事、技術評 価幹、総合技 術幹、主席工 事検査員及 び地域機関 の長の自己 啓発等休業 の承認をし、 又は自己啓 発等休業の 期間の延長 を承認する こと。</p>
<p>18 就業規程 第十三条の 二の規定に 基づき、局 長、契約局長 及び総合技 術センター 所長の修学 部分休業の 承認をし、又 はその承認 を取り消す こと。</p>	<p>11 地公法第 二十六条の 五第五項の 規定に基づ き、10の承 認を取り消 すこと。</p>
<p>12 職員の配 偶者同行休 業に関する 条例第二条 (同条例第 六条第二項 において準</p>	

用する場合を含む。)の規定に基づき、課長、副参事、技術評価幹、総合技術幹、主席工事検査員及び地域機関の長の配偶者同行休業の承認をし、又は配偶者同行休業の期間の延長を承認すること。

13 地公法第二十六条の六第六項の規定に基づき、12の承認を取り消すこと。

14 育児休業法第二条又は第三条の規定に基づき、課長、副参事、技術評価幹、総合技術幹、主席工事検査員及び地域機関

の長の育児
休業又は育
児休業の期
間の延長の
承認をする
こと。

15 育児休業
法第五条第
二項の規定
に基づき、14
の承認を取
り消すこと。

16 育児休業
法第十条又
は第十一条
の規定に基
づき、課長、
副参事、技術
評価幹、総合
技術幹、主席
工事検査員
及び地域機
関の長の育
児短時間勤
務又は育児
短時間勤務
の期間の延
長の承認を
すること。

17 育児休業
法第十二条
において準
用する第五
条第二項の

規定に基づき、16の承認を取り消すこと。

18 育児休業法第十七条の規定に基づき、課長、副参事、技術評価幹、総合技術幹、主席工事検査員及び地域機関の育児短時間勤務の承認が失効した場合における育児短時間勤務の例による短時間勤務を行わせること。

19 就業規程第十三条第一項の規定に基づき、課長、副参事、技術評価幹、総合技術幹、主席工事検査員及び地域機関の長の部分休業

	十一 職 員 の 給 与 に 関 する 事 務
	1 埼玉 県 下 水 道 局 職 員 給 与 規 程 (平 成 二 十 二 年 埼 玉 県 流 域 下 水 道 事 業 管 理 規 程 第 五 号 。以下 こ の 項 に お い て「給 与 規
の承認をす ること。 20 就業規程 第十三条第 三項の規定 に基づき、 19 の承認を 取り消すこ と。 21 就業規程 第十三条の 二の規定に 基づき、課 長、副参事、 技術評価幹、 総合技術幹、 主席工事検 査員及び地 域機関の長 の修学部分 休業の承認 をし、又はそ の承認を取 り消すこと。	給与規程第 十四条にお いてその例 によること とされる職 員の給与に 関する条例 第十九条の 四第一項及 び第二項の 規定に基づ き、勤勉手

程」という。) 当の成績率を
第十五条の 定めること。

規定でその
例によるこ
ととされる
職員の給与
に関する条
例(昭和二十
七年埼玉県
条例第十九
号)第十九条
の三第一項
(同条例第
十九条の四
第五項及び
第二十一条
第七項にお
いて準用す
る場合を含
む。)の規定
に基づき、期
末手当又は
勤勉手当の
支給を一時
差し止める
処分を行う
こと。

2 給与規程

第十五条の
規定でその
例によるこ
ととされる
職員の給与
に関する条

例第十九条
の三第三項
又は第四項
（同条例第
十九条の四
第五項及び
第二十一条
第七項にお
いて準用す
る場合を含
む。）の規定
に基づき、期
末手当又は
勤勉手当の
支給を一時
差し止める
処分を取り
消すこと。

3

埼玉県流

域下水道事

業企業職員

の給与の種

類及び基準

に関する条

例（平成二十

一年埼玉県

条例第七十

一号。以下こ

の項におい

て「給与条

例」という。）

第十九条第

二項の規定

に基づき、退

職手当の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うこと。

4 給与規程第十五条の規定でその例によることとされる職員の手当に関する条例(昭和三十八年埼玉県条例第十八号。以下この項において「退職手当条例」という。)第十六条第一項から第三項までの規定に基づき、退職手当の支払を差し止める処分を行うこと。

5 給与規程第十五条の規定でその例によることとされる

退職手当条
例第十六条
第五項から
第七項まで
の規定に基
づき、退職手
当の支払を
差し止める
処分を取り
消すこと。

6 給与条例

第十九条第
三項の規定
で準用する
退職手当条
例第十七条
第一項又は
第二項の規
定に基づき、
退職手当の
全部又は一
部を支給し
ないことと
する処分を
行うこと。

7 給与条例

第十九条第
三項の規定
で準用する
退職手当条
例第十八条
第一項の規
定に基づき、
退職手当の

全部又は一
部の返納を
命ずる処分
を行うこと。

8 給与条例
第十九条第
三項の規定
で準用する
退職手当条
例第十九条
第一項の規
定に基づき、
退職手当の
全部又は一
部の返納を
命ずる処分
を行うこと。

9 給与条例
第十九条第
三項の規定
で準用する
退職手当条
例第二十条
第一項から
第五項まで
の規定に基
づき、退職手
当の全部又
は一部に相
当する額の
納付を命ず
る処分を行
うこと。

10 給与条例

<p>十三人 事委員 会に 関 する 事 務</p>	<p>十二 労 働 組 合 に 関 す る 事 務</p>	
	<p>地方公営 企業等の労 働関係に 関する法律（昭 和二十七年 法律第二百 八十九号）第 六条の規定 に基づき、労 働組合の役 員として労 働組合の業 務に専ら従 事すること の許可及び 取消しを行 うこと。</p>	<p>第十九条第 三項の規定 で準用する 退職手当条 例第二十一 条第二項の 規定に基づ き、人事委員 会に諮問す ること。</p>
<p>1 職員の任 用に関する 規則（昭和 四十六年人 事委員会規 則六―十</p>	<p>労働組合 との団体交 渉に関し、必 要な事項を 決定し、及び 書面による 協定を締結 すること。</p>	

<p>十四 叙位、叙勲及び表彰に関する事務</p>	
<p>1 埼玉県表彰規則（平成二十年埼玉県規則第六十四号）及び埼玉県職員表彰規程（昭和三十一年埼玉県訓令第二十二号）に</p>	<p>一号）により、人事委員会へ申請し、協議し、請求し、又は報告し、及び人事委員会からの通知書を受理すること。</p> <p>2 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和四十六年人事委員会規則七―二百二十一号）により、人事委員会へ承認申請すること。</p>

	十五 職 員 の 旅 費 に 関 する 事 務
	職員 の 旅 費 に 関 する 条 例 (昭 和 二 十 七 年 埼 玉 県 条 例 第 二 十 号) 第 三 十 六 条 の 規 定 に 基 づ き 、 外 国 旅 行 に 係 る 旅 行 手 当 の 支 給 を 受 ける 者 の 範 囲 、 額 、 支 給 条 件 及 び 支
基 づ き 、 候 補 者 を 知 事 に 推 薦 す る こ と。 2 位 階 令 (大 正 十 五 年 勅 令 第 三 百 二 十 五 号) 及 び 勲 章 制 定 の 件 (明 治 八 年 太 政 官 布 告 第 五 十 四 号) に 規 定 す る 叙 位 及 び 叙 勲 候 補 者 を 知 事 に 推 薦 す る こ と。	

<p>十八 地 方公營 企業法 （昭和 二十七 年法律 第二百 九十二 号。以下 この項 におい て「法」 と い う。）及</p>	<p>十七 職 員 の 福 利 厚 生 に 関 す る 事 務</p>	<p>十六 職 員 定 数 に 関 す る 事 務</p>	
<p>1 法第十七 条の二の規 定に基づく 出資金及び 補助金に關 すること。 2 法第十七 条の三の規 定に基づく 補助金に關 すること。 3 法第十八 条の二の規 定に基づく</p>		<p>埼玉県職 員定数条例 （昭和三十 年埼玉県条 例第二号）第 三条の規定 に基づき職 員の定数配 分を定める こと。</p>	<p>給方法につ いて知事に 協議するこ と。</p>
<p>1 法第三十 一条の規定 に基づき、 試算表等を 作成し、知 事に提出す ること。 2 施行令第 二十二条の 五の規定に 基づき、出 納取扱金融 機関等につ いて地方公</p>	<p>職員 の 衛 生 管 理 に 関 す る 計 画 を 決 定 し 、 実 施 す る こ と。</p>		

び地方 公営企 業法施 行令(昭 和二十 七年政 令第四 百三号。 以下こ の項に おいて 「施行 令」とい う。)に 関する 事務	長期貸付に 関すること。 4 法第二十 二条の規定 に基づく企 業債に関す ること。	営企業の業 務に係る公 金の収納等 の事務につ いて検査す ること。
8 法第三十 九条の規定 に基づく一 時借入金に 関すること。	7 法第二十 九条の規定 に基づく一 時借入金に 関すること。	6 法第二十 七条の二の 規定に基づ き、指定金融 機関が取り 扱う公金の 収納又は支 払の事務に ついて監査 委員に監査 の要求をす ること。

四 条 の 規 定
で 準 用 す る
地 方 自 治 法
第 二 百 四 十
三 条 の 二 第
三 項 の 規 定
に 基 づ き、 監
査 委 員 に 対
し て 賠 償 責
任 の 有 無 及
び 賠 償 額 を
決 定 す る こ
と を 求 め、 そ
の 決 定 に 基
づ き 期 限 を
定 め て 賠 償
を 命 ず る こ
と。

9 法 第 三 十
四 条 の 規 定
で 準 用 す る
地 方 自 治 法
第 二 百 四 十
三 条 の 二 第
八 項 の 規 定
に 基 づ き、 職
員 の 賠 償 責
任 の 全 部 又
は 一 部 を 免
除 す る こ と。

10 法 第 四 十
条 の 二 の 規
定 に 基 づ き、
地 方 公 営 企

<p>二十 水道法</p>	<p>十九 争入札 に関する 事務</p>	
<p>一条の二第 法第三十</p>	<p>から排除す 合を含む。 準用する場 いて本条を 十六条にお 規程第百八 争入札（同 者を一般競 に該当する 項各号の一 条の四第二 第百六十七 治法施行令 き、地方自 定に基づ 十八条の規 号）第百六 程第十七 事業管理規 流域下水道 二年埼玉県 （平成二十 業財務規程 域下水道事 埼玉県流</p>	<p>業の業務の 状況を説明 する書類を 知事に提出 すること。</p>
<p>1 五条の十第 法第二十</p>		

(昭和三十三年法律第七十九号。以下この項において「法」という。)の施行に関する事務

一項の規定に基づき、公共下水道又は流域下水道により利益を受ける市町村に対し、その設置等に要する費用を負担させること。

一項の規定に基づき、流域下水道の設置等を行うこと。

2 法第二十条の十一第一項(同条第七項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、事業計画を定めること。

3 法第二十条の十一第二項(同条第七項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、国土交通大臣に協議すること。

4 法第二十条の十一第五項(同条第七項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、国

	<p>二十 一 都 市 計 画 法 (昭 和 四 十 三 年 法 律 第 百 三 十 一 号 。) 以 下 の 項 に お い て 「 法 」 と い う の 施 行 に 関 する 事 務</p>
<p>土 交 通 大 臣 に 届 け 出 る こ と 。 5 法 第 三 十 一 条 の 二 第 二 項 の 規 定 に 基 づ き 、 公 共 下 水 道 又 は 流 域 下 水 道 の 設 置 等 に 要 す る 費 用 の 負 担 に つ い て 、 市 町 村 の 意 見 を 求 め る こ と 。</p>	<p>1 法 第 五 十 九 条 第 二 項 の 規 定 に 基 づ き 、 特 別 な 事 情 が あ る 場 合 に お い て 、 国 土 交 通 大 臣 の 認 可 を 受 け て 都 市 計 画 事 業 を 施 行 す る こ と 。 2 法 第 六 十 三 条 第 一 項 の 規 定 に 基 づ き 、 国 土 交 通 大 臣 に 都 市 計 画 事 業</p>

の事業計画 の変更の認 可を申請す ること。

別表第三第二十五号中「第二十四条」を「第二十五条」に改め、同表第二十八号中「第二十三条」を「第二十四条第三項」に改め、同表第二十九号中「第八条」を「第九条」に改め、同表第四十号中「条例第二十四条第三項」の下に「（条例第四十三条において準用する場合を含む。）」を加え、同表第五十八号中「第四十二条」を「第四十二条第三項」に改める。

附 則

この規程は、平成二十八年四月一日から施行する。